

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和7年6月3日(2025.6.3)

【公開番号】特開2023-174449(P2023-174449A)

【公開日】令和5年12月7日(2023.12.7)

【年通号数】公開公報(特許)2023-230

【出願番号】特願2022-148057(P2022-148057)

【国際特許分類】

G 06 Q 40/12(2023.01)

10

【F I】

G 06 Q 40/00 400

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月26日(2025.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータを受付手段と、突合手段として機能させるプログラムであって、

前記受付手段は、第1撮像装置により撮像されたまたは第1読み取り装置により読み取られた領収書の画像を受け付けるとともに第2撮像装置により撮像されたまたは第2読み取り装置により読み取られた領収書の画像を受け付け、

前記突合手段は、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読み取り装置により読み取られた領収書と、前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読み取り装置により読み取られた領収書との突合処理を第1外部端末により行わせる、プログラム。

【請求項2】

30

前記コンピュータを送信手段として更に機能させ、

前記突合手段により前記突合処理が行われる際に、前記第1外部端末からログイン情報を前記受付手段が受け付けると、前記送信手段は、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読み取り装置により読み取られた領収書の画像と、前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読み取り装置により読み取られた領収書の画像とを前記第1外部端末に送信し、前記受付手段が前記第1外部端末から両者の画像が一致している旨の情報を受け付けると、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読み取り装置により読み取られた領収書と前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読み取り装置により読み取られた領収書との突合が完了する、請求項1記載のプログラム。

【請求項3】

40

前記受付手段は、前記第1撮像装置により画像が撮像されたまたは前記第1読み取り装置により読み取られた領収書の利用日、明細、金額のうち少なくとも何れかの情報を受け付け、

前記送信手段は、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読み取り装置により読み取られた領収書の画像および前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読み取り装置により読み取られた領収書の画像を前記第1外部端末に送信する際に、前記第1撮像装置により画像が撮像されたまたは前記第1読み取り装置により読み取られた領収書の利用日、明細、金額のうち少なくとも何れかの情報を前記第1外部端末に送信する、請求項2記載のプログラム。

【請求項4】

50

前記受付手段は、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読み取装置により読み取られた領収書の画像を受け付ける際に従業員のID、撮像日および領収書が投入される回収ポストのIDのうち少なくとも何れかの情報が紐づけられた状態で受け付ける、請求項1乃至3のいずれか一項に記載のプログラム。

【請求項5】

前記コンピュータを送信手段として更に機能させ、

前記受付手段は、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読み取装置により読み取られた領収書の画像を受け付ける際に従業員のIDの情報が紐づけられた状態で受け付け、

前記突合手段による前記突合処理において前記第1撮像装置により画像が撮像されたまたは前記第1読み取装置により読み取られたが前記第2撮像装置により撮像されなかつたまたは前記第2読み取装置により読み取られなかつた領収書が存在する場合には、前記送信手段は、当該領収書に紐づけられている従業員のIDの情報を第2外部端末に送信して当該第2外部端末に表示させる、請求項1記載のプログラム。

10

【請求項6】

前記受付手段は、前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読み取装置により読み取られた領収書の画像を受け付ける際に領収書が投入される回収ポストのIDおよびスキャン日のうち少なくとも何れかの情報が紐づけられた状態で受け付ける、請求項1乃至3のいずれか一項に記載のプログラム。

20

【請求項7】

前記コンピュータを送信手段として更に機能させ、

前記受付手段は、前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読み取装置により読み取られた領収書の画像を受け付ける際に領収書が投入される回収ポストのIDの情報が紐づけられた状態で受け付け、

前記突合手段による前記突合処理において前記第1撮像装置により画像が撮像されなかつたまたは前記第1読み取装置により読み取られなかつたが前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読み取装置により読み取られた領収書が存在する場合には、前記送信手段は、当該領収書に紐づけられている前記回収ポストのIDの情報を第2外部端末に送信して当該第2外部端末に表示させる、請求項1記載のプログラム。

30

【請求項8】

プログラムを実行することにより受付手段と、突合手段として機能するコンピュータであって、

前記受付手段は、第1撮像装置により撮像されたまたは第1読み取装置により読み取られた領収書の画像を受け付けるとともに第2撮像装置により撮像されたまたは第2読み取装置により読み取られた領収書の画像を受け付け、

前記突合手段は、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読み取装置により読み取られた領収書と、前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読み取装置により読み取られた領収書との突合処理を第1外部端末により行わせる、コンピュータ。

40

【請求項9】

前記プログラムを実行することにより送信手段として更に機能し、

前記突合手段により前記突合処理が行われる際に、前記第1外部端末からログイン情報を前記受付手段が受け付けると、前記送信手段は、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読み取装置により読み取られた領収書の画像と、前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読み取装置により読み取られた領収書の画像とを前記第1外部端末に送信し、前記受付手段が前記第1外部端末から両者の画像が一致している旨の情報を受け付けると、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読み取装置により読み取られた領収書と前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読み取装置により読み取られた領収書との突合が完了する、請求項8記載のコンピュータ。

【請求項10】

前記受付手段は、前記第1撮像装置により画像が撮像されたまたは前記第1読み取装置に

50

より読み取られた領収書の利用日、明細、金額のうち少なくとも何れかの情報を受け付け、

前記送信手段は、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読取装置により読み取られた領収書の画像および前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読取装置により読み取られた領収書の画像を前記第1外部端末に送信する際に、前記第1撮像装置により画像が撮像されたまたは前記第1読取装置により読み取られた領収書の利用日、明細、金額のうち少なくとも何れかの情報も前記第1外部端末に送信する、請求項9記載のコンピュータ。

【請求項11】

領収書を撮像する第1撮像装置または読み取る第1読取装置と、

領収書を撮像する第2撮像装置または読み取る第2読取装置と、

前記第1撮像装置または前記第1読取装置と、前記第2撮像装置または前記第2読取装置とにそれぞれ通信可能に接続されるコンピュータと、
を備え、

前記コンピュータは、プログラムを実行することにより受付手段と、突合手段として機能し、

前記受付手段は、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読取装置により読み取られた領収書の画像を受け付けるとともに前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読取装置により読み取られた領収書の画像を受け付け、

前記突合手段は、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読取装置により読み取られた領収書と、前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読取装置により読み取られた領収書との突合処理を第1外部端末により行わせる、情報処理システム。

【請求項12】

前記コンピュータは前記プログラムを実行することにより送信手段として更に機能し、

前記突合手段により前記突合処理が行われる際に、前記第1外部端末からログイン情報を前記受付手段が受け付けると、前記送信手段は、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読取装置により読み取られた領収書の画像と、前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読取装置により読み取られた領収書の画像とを前記第1外部端末に送信し、前記受付手段が前記第1外部端末から両者の画像が一致している旨の情報を受け付けると、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読取装置により読み取られた領収書と前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読取装置により読み取られた領収書との突合が完了する、請求項11記載の情報処理システム。

【請求項13】

前記受付手段は、前記第1撮像装置により画像が撮像されたまたは前記第1読取装置により読み取られた領収書の利用日、明細、金額のうち少なくとも何れかの情報を受け付け、

前記送信手段は、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読取装置により読み取られた領収書の画像および前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読取装置により読み取られた領収書の画像を前記第1外部端末に送信する際に、前記第1撮像装置により画像が撮像されたまたは前記第1読取装置により読み取られた領収書の利用日、明細、金額のうち少なくとも何れかの情報も前記第1外部端末に送信する、請求項12記載の情報処理システム。

【請求項14】

領収書を撮像する第1撮像装置または読み取る第1読取装置と、領収書を撮像する第2撮像装置または読み取る第2読取装置と、前記第1撮像装置または前記第1読取装置と、前記第2撮像装置または前記第2読取装置とにそれぞれ通信可能に接続されるコンピュータとを備えた情報処理システムにより行われる情報処理方法であって、

前記コンピュータに、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読取装置により読み取られた領収書の画像を受け付けさせるとともに前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読取装置により読み取られた領収書の画像を受け付けさせる工程と、

10

20

30

40

50

前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読み取装置により読み取られた領収書と、前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読み取装置により読み取られた領収書との突合処理を第1外部端末により行わせる工程と、
を備えた、情報処理方法。

【請求項15】

前記突合処理を前記第1外部端末により行わせる工程において、前記第1外部端末からログイン情報を前記コンピュータが受け付けると、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読み取装置により読み取られた領収書の画像と、前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読み取装置により読み取られた領収書の画像とを前記コンピュータが前記第1外部端末に送信し、前記コンピュータが前記第1外部端末から両者の画像が一致している旨の情報を受け付けると、前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読み取装置により読み取られた領収書と前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読み取装置により読み取られた領収書との突合が完了する、請求項14記載の情報処理方法。

【請求項16】

前記コンピュータに、前記第1撮像装置により画像が撮像されたまたは前記第1読み取装置により読み取られた領収書の利用日、明細、金額のうち少なくとも何れかの情報を受け付ける工程を更に備え、

前記第1撮像装置により撮像されたまたは前記第1読み取装置により読み取られた領収書の画像および前記第2撮像装置により撮像されたまたは前記第2読み取装置により読み取られた領収書の画像を前記第1外部端末に送信する際に、前記第1撮像装置により画像が撮像されたまたは前記第1読み取装置により読み取られた領収書の利用日、明細、金額のうち少なくとも何れかの情報を前記第1外部端末に送信する、請求項15記載の情報処理方法。

10

20

30

40

50